

令和6年7月5日
物流・自動車局
審査・リコール課

型式指定申請における不正行為の有無等に関する トヨタ自動車（株）からの調査結果報告について

本日、トヨタ自動車より、型式指定申請における不正行為の有無等に関する同社の調査結果の報告を受けました。

この報告の中で、5月末時点で判明したもの^(※)以外の不正行為は確認されなかった旨の報告がありました。

※：現行生産車3車種及び過去生産車4車種に対する不正行為

国土交通省としては、道路運送車両法に基づき、トヨタ自動車に対して更なる調査を実施し、その結果を踏まえ、厳正に対処して参ります。

1. トヨタ自動車からの報告概要

➤ 調査の結果、5月末時点で判明したもの^(※)以外の不正行為は確認されなかった。

※：・現行生産車3車種について、歩行者保護試験における虚偽データの提出等

・過去生産車4車種について、衝突試験における試験車両の不正加工等

2. 国土交通省の対応

(1) 同社の報告を踏まえ、以下のとおり指示を行った。

➤ 不正行為の原因とその背景を継続調査し、速やかに報告すること

(2) 今後、以下のとおり対応を行う。

➤ トヨタ自動車へ立入検査を行い、不正行為の事実関係等の更なる確認を行ったうえで、トヨタ自動車による原因調査結果も踏まえ、道路運送車両法に基づき厳正に対応する。

(問い合わせ先)

物流・自動車局 審査・リコール課 小磯、木内、東海

代表：03-5253-8111（内線 42313、42314）

直通：03-5253-8595